

令和2年4月6日

保護者の皆様へ

名張市立北中学校

校長 山崎 博史

家庭保存版

## 台風時等における生徒の登下校及び授業の実施について

みだしのことについて、次のように基準を定めました。気象庁により新たに設定された「特別警報」は、これまでにない危機が迫っていることを知らせるものであり、これが発表された場合には、ただちに身を守る行動をとる必要があります。内容をご理解のうえ、ご指導とご協力をお願いします。また、報道等による気象状況の把握についてもお願いします。

- 1, 登校時前に、「特別警報」・「暴風警報」又は「暴風雪警報」が三重県「北中部」又は「伊賀」（但し名張市を除く場合もありますのでご注意ください）、又は「名張市」に発令されている場合
  - (ア) 警報の発令中は登校しないで、家で待機する。
  - (イ) 午前11時までに警報が解除された場合：  
解除後2時間程度の余裕をもって、授業を開始する。授業開始時刻・持ち物・対応については、学校より学級連絡網を通じて、連絡する。ただし、交通機関が不通であったり、通学路や橋などが壊れていたり、山崩れや増水などで登校することが危険な状況のときは、登校しなくてもよい。その場合、学校へ電話連絡をする。
  - (ウ) 午前11時（半日日課の場合は、午前8時30分）になっても警報が解除にならない場合は、当日の授業は中止する。登校しない。
  - (エ) 天候がよくなっても、警報発令中は登校しないで上記(ア)(ウ)の項に準ずる。
- 2, 登下校の途中で、「特別警報」・「暴風警報」又は「暴風雪警報」が三重県「北中部」又は「伊賀」（但し名張市を除く場合もありますのでご注意ください）、又は「名張市」に発令された場合、また、登下校が危険な状況の場合
  - (ア) 自宅または学校へ、もどりやすくさらに安全である方へ避難する。この場合、決して単独行動はとらない。
  - (イ) どちらにも戻る事が危険だと判断したときは、一番近くで安全だと考えられる場所に避難する。そして、安全を確認したうえで、そのことを学校または自宅へ連絡する。なお、危険な状態が完全になくなったときは、できるだけ早く帰宅するか登校する。
- 3, 始業後に「暴風警報」又は「暴風雪警報」が三重県「北中部」又は「伊賀」（但し名張市を除く場合もありますのでご注意ください）、又は「名張市」に発令された場合
  - (ア) 原則として、ただちに授業を中止し、速やかに生徒を帰宅させる。

(イ) この場合は、学校において状況を判断し、安全な措置を講じ、必要に応じ保護者の協力を得る。

4, 始業後に「特別警報」が三重県「北中部」又は「伊賀」(但し名張市を除く場合) もありますのでご注意ください), 又は「名張市」に発令された場合

(ア) 「特別警報」が解除され戸外の通行の危険がなくなるまで学校で待機させ、安全な措置を講じる。必要に応じ保護者の協力を得る。

5, 大雨・洪水・大雪などの注意報または警報が発令された場合の行動について

(ア) 原則として登校する。

(イ) 校長が、状況から登校することが危険と判断したときには、登校しないよう連絡網を通じて連絡する。

(ウ) 生徒は学校からの指示内容に従って行動する。学校から指示連絡がない場合でも、通学地区により特別の危険な状況があれば臨機の行動をとる。なお、その場合には、保護者が状況と対応を学校へ報告する。

6, その他

(ア) 学校からの連絡網による指示連絡については、すべての生徒(家庭)に速やかに、そして正確に伝わるよう十分心がける。

(イ) 学校との連絡は、PTA役員・地区委員が代表して行うので個々の問い合わせはしない。

(ウ) どんな時でも、ひとりかってな判断で行動しない。

(エ) 通学団ごとに、まとまった行動をとる。

(オ) テレビ・ラジオの天気予報、気象通報に注意し、気象状況を正しくつかむ。

(カ) 警報の解除(解除の時刻)は、テレビ等による気象通報(最初の通報)による。

(キ) 授業は、警報解除の通報時刻よりほぼ2時間後に開始する。ただし、午前6時30分までに解除された場合には、平常の日課で開始する。

(ク) バス利用の場合:

- ・ 登校することになっても、バスが不通の場合には、登校しないで自宅待機する。
- ・ 警報解除後40分を経過しても連絡がない場合には、臨時のバスの増発ができないと判断し、定期バスを利用する。
- ・ 臨時のバスの増発が可能な場合のみ、連絡網で地区班長を通じて連絡する。(その場合には、PTA地区委員にも連絡する。)

(ケ) 登校することになった時間によっては、昼食をすませてから登校する。

